

日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」貸付制度に係る地方創生に資する事業として周南市が認める事業に関する事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）の実施する「地域活性化・雇用促進資金」（以下、「雇用促進資金」という。）における「地方創生に資する事業として市が認める事業」の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事業者」とは、公庫の実施する「雇用促進資金」の申込みに当たり、地方創生に資する事業として市の認定を必要とする者をいう。

(事業者の要件)

第3条 市が認定を行うことができる事業者は、第5条による申請を行う日において、次の各号に定める要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法人の事業者は、法人等の設立又は開設届出書を市に提出していること。
個人事業主の事業者は、市に住民登録があること。
- (2) 市内に従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者に該当する者）の勤務場所があること。又は第5条による申請を行う日からおおむね1年以内に勤務場所を設置する予定があること。
- (3) 市税の滞納が無いこと。
- (4) 申請者、従業員及びその関係者が、暴力団（周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。

(認定する事業)

第4条 地方創生に資する事業として認定する事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年9月策定、以下「総合戦略」という。）「基本目標1. 雇用を確保し、安定して働くことができるまちづくり」に掲げる数値目標の達成に、寄与するものと市が判断できる事業
- (2) 雇用促進資金の利用開始から総合戦略の計画期間終了日までに、従業員1名以上の採用により、市内の勤務場所における従業員数の増加に努める事業

(認定の申請及び認定)

第5条 市の認定を受けようとする事業者（以下、「申請者」という。）は、日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」の申込みに係る地方創生に資する事業認定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、公庫を經由し、総合戦略の計画期間中に市長に提出しなければならない。

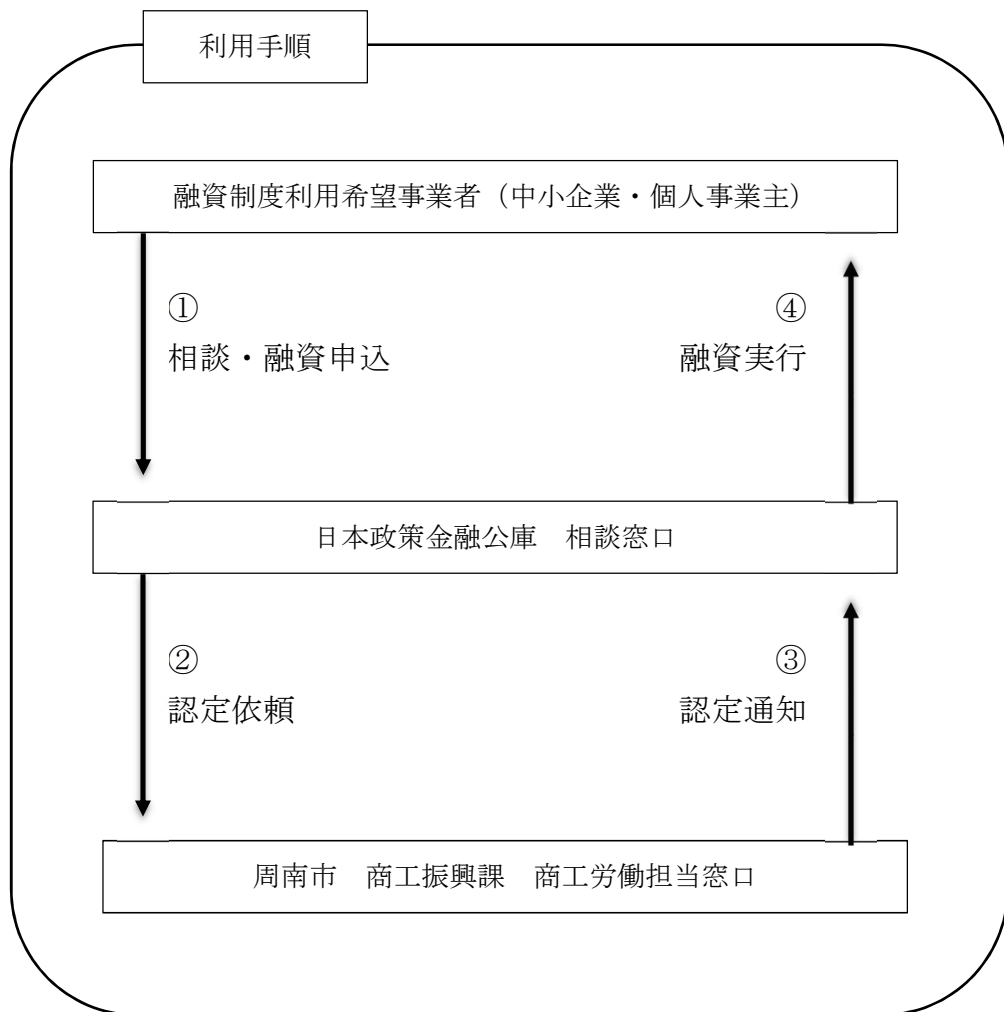
- (1) 第3条第1号の確認ができる書類

- (2) 第3条第2号の確認ができる書類
 - (3) 滞納の無いことの証明
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、認定の可否を決定するものとする。決定した内容は公庫を経由し、申請者へ通知するものとする。
- 3 認定を可とした場合は、証明を行うものとし、その有効期間は、当該証明の日から起算して3ヵ月間とする。
- (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月13日から施行する。



別記様式（第5条関係）

日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」の申込みに係る
地方創生に資する事業認定申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

（申請者）

所在地又は住所	〒
事業者名	
代表者名	印

日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」貸付制度の申込みに当たり、地方創生に資する事業としての認定を受けたいため、次のとおり申請します。

1 貸付制度を利用する事業者の内容

創業年月	年 月創業
業種	
貸付制度利用期間	年 月（融資実行希望月）～ 年 月（返済終了予定月）

2 地方創生に資する事業の確認（市内の勤務場所における従業員数の現状と計画）

従業員の勤務場所			
従業員の数	現状	申請日現在（ 年 月末）	人
	計画	令和2年度末（令和3年3月末）	人
		令和3年度末（令和4年3月末）	人
		令和4年度末（令和5年3月末）	人
		令和5年度末（令和6年3月末）	人
		令和6年度末（令和7年3月末）	人
		貸付制度利用開始後の従業員採用予定数	人

※従業員とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者に該当する者をいう。

※貸付制度利用開始後に従業員1名以上を採用し、令和6年度末までに従業員の数が増加する計画であること。

3 誓約、承諾事項（内容に相違がない場合は、チェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/>	<p>①第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨に賛同し、上記2のとおり、市内における雇用の確保及び増加に努めます。</p> <p>②申請者、従業員及びその関係者は、周南市暴力団排除条例第2項第1号及び第2号に該当しません。</p> <p>③申請者（法人の代表者を含む。）に市税の滞納が無いことを誓約し、本申請の審査に係る課税及び住民登録資料の調査、確認等を周南市が行うことを承諾します。</p>
--------------------------	--

添付資料：借入申込書の写し、法人市民税領収書の写し（法人のみ）、住民票の写し（個人事業主のみ）、雇用保険被保険者証の写しその他上記内容の確認ができる資料

上記について、周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生に資する事業として、

1. 認定します。
2. 認定しません。（事務要領第 条第 号の確認ができないため）

年 月 日（3ヶ月間有効）

周南市長

印

別記様式（第5条関係）

日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」の申込みに係る
地方創生に資する事業認定申請書

令和2年10月15日

(宛先) 周南市長

(申請者)

所在地又は住所	〒745-8655 周南市岐山通1-1
事業者名	株式会社周南商工振興社
代表者名	代表取締役社長 新南 陽一

代表者の印

日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」貸付制度の申込みに当たり、地方創生に資する事業としての認定を受けたいため、次のとおり申請します。

1 貸付制度を利用する事業者の内容

創業年月	平成15年4月創業
業種	小売業（◇◇の販売、修理）
貸付制度利用期間	令和2年10月（融資実行希望月）～ 令和7年9月（返済終了）

市内に勤務場所が
2箇所ある場合

2 地方創生に資する事業の確認（市内の勤務場所における従業員数の現状と計画）

従業員の勤務場所	岐山通1-1（事務所）、大字中村10803番地2（作業場）		
従業員の数	現状	申請日現在（令和2年10月末）	7人
	計画	令和2年度末（令和3年3月末）	7人
		令和3年度末（令和4年3月末）	8人
		令和4年度末（令和5年3月末）	8人
		令和5年度末（令和6年3月末）	8人
		令和6年度末（令和7年3月末）	8人
	貸付制度利用開始後の従業員採用予定数	2人	

退職1名、採用2名
の計画の場合

※従業員とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者に該当する者をいう。

※貸付制度利用開始後に従業員1名以上を採用し、令和6年度末までに従業員の数が増加する計画であること。

3 誓約、承諾事項（内容に相違がない場合は、チェックを入れてください。）

<input checked="" type="checkbox"/>	①第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨に賛同し、上記2のとおり、市内における雇用の確保及び増加に努めます。 ②申請者、従業員及びその関係者は、周南市暴力団排除条例第2項第1号及び第2号に該当しません。 ③申請者（法人の代表者を含む。）に市税の滞納が無いことを誓約し、本申請の審査に係る課税及び住民登録資料の調査、確認等を周南市が行うことを承諾します。
-------------------------------------	---

添付資料：借入申込書の写し、法人市民税領収書の写し（法人のみ）、住民票の写し（個人事業主のみ）、雇用保険被保険者証の写しその他上記内容の確認ができる資料

上記について、周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生に資する事業として、
1. 認定します。

2. 認定しません。（事務要領第 条第 号の確認ができないため）

年 月 日（3ヶ月間有効）

周南市長

印